議第23号 呉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定に ついて

1 制定の趣旨

市の機関に係る申請,届出その他の手続等(以下「行政手続等」といいます。) に関し,電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方 法により行うことができるようにするための共通する事項を定め,条例等で書面 等により行うものとして規定された行政手続等について,従来どおりの書面等で 行うことに加えて,インターネットを通じたオンラインで行うことができるよう にするものです。

これにより、平成29年7月の開始に向けて国が整備している「マイナポータル」を利用した子育てワンストップサービスの導入等にも対応できるようになります。

2 条例の内容

(1) 対象範囲(第2条)

市長,教育委員会など市に置かれる機関や上下水道事業管理者等が行う,市の条例,市の執行機関の規則,企業管理規程等に基づく行政手続等が対象となります。

(2) 電子情報処理組織を使用する手続の方法等(第3条,第4条,第5条,第6 条)

市の機関の使用に係るコンピュータと行政手続等を行う者の使用に係るコンピュータ等をインターネットで接続した電子情報処理組織を利用して、行政手続等を行うことができるほか、縦覧や閲覧を書面等に代えてコンピュータを利用して行うことができること、書面等の作成や保存に代えてコンピュータを利用して電磁的記録を作成・保存することができること(以下「オンライン化」といいます。)とするために必要な共通事項を定めます。

(3) 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表(第7条) オンライン化している行政手続等について、市のホームページ等により市民 へ公表することを定めます。

【参考】

電磁的記録 CDやDVD、ハードディスクなどの媒体に記録されたもの

3 施行期日

平成29年4月1日